

厚真町新規事業開発支援事業補助金 Q & A

1 補助対象者について

Q1-1	既に事業を実施（開業届提出済、法人設立登記済）しているが、今回の補助金の交付対象となるのか。
Q1-2	農業者が6次化産業で起業する場合は該当するのか。農業者が会社を起こす場合や、個人経営から法人化へ移行する場合は、該当するのか。
Q1-3	新規に取り組む事業とはなにか。
Q1-4	現在、畜産農業（小分類012）の酪農業（細分類0121）を営む者が、農業サービス業（園芸サービス業を除く）（小分類013）の穀作サービス業（細分類0131）を行う場合は、小分類を異にするが、補助金の交付対象になるのか。
Q1-5	東京でIT系の会社で勤務している。その会社を辞めて、町内でデザイン会社を一人で始めたいと考えているが、一人でもこの補助金に応募はできるのか。
Q1-6	NPO法人や農林水産業者は対象となるのか。
Q1-7	交付要綱第2条第2項の「法人の役員等」の等とはどのような者か。
Q1-8	年齢制限はあるのか。
Q1-9	現在、町内で建設業を営んでいる。新規事業として飲食店を開始したいと考えているが対象となるのか。
Q1-10	概ね3年以内での、雇用者1名増加や補助金支給額の2倍の売上増を達成するような事業計画が作れませんが、補助は受けられるのか。
Q1-11	厚真町起業家支援事業もしくは厚真町商工業経営強化補助金を利用している場合、本補助事業は利用できるか。
Q1-12	地域おこし協力隊な本事業を利用できますか。

2 補助対象経費について

Q2-1	平成29年4月1日の会社設立のために要した書類作成料等の経費（平成25年3月と5月に支払済み）は、補助対象経費となるのか。
Q2-2	平成30年3月1日に設備を発注し、平成30年4月1日から営業を開始し、代金は3月31日に支払済み。この場合の設備代金は補助対象経費になるのか。
Q2-3	中古の機械等の購入費用は補助対象となるのか。
Q2-4	店舗兼住宅の建設を行った際の建築費用の分け方は、どのようにしたらよいのか。
Q2-5	パソコンやカメラ、車両等の様な転売や私用での活用が可能な備品も補助対象となるのか？
A2-6	金融機関からの融資額によって異なります。

3 補助率・補助限度額について

Q3-1	補助率は金融機関からの融資額と同額で補助限度が500万円以内とは、どのようなことか。
------	--

4 書類の記載等について

Q4-1	事業計画書に記載する日本標準産業分類の小分類は、どこで確認できるのか。
------	-------------------------------------

5 その他

Q5-1	本補助制度に併せて、町の利子助成制度の活用は可能ですか。
Q5-2	実施検査時には、どのような書類を揃えればよいのか。
Q5-3	厚真町新規事業開発支援事業補助金補助申請書を提出したものは、必ず採択されるのか。
Q5-4	実績報告書の提出前に補助金を受給（概算払い）することはできるのか。
Q5-5	厚真町技術産業等の誘致に関する条例との関係は、あるのか。
Q5-6	週に1回又は月1回の営業日でもよいのか。
Q5-7	フランチャイズチェーン店を運営しようと考えているが、対象になるのか。
Q5-8	町内において、一旦閉じていた店舗が再開し、新規事業を行う場合（代表者は同じ）は補助の対象となるのか。
Q5-9	店舗の新・改築等に伴い、仮店舗として利用する場合は、補助の対象となるのか。
Q5-10	厚真町新規事業開発支援補助金補助申請書の事業計画を作成する際の相談機関等はあるか。
Q5-11	現在、住んでいる市では「税について滞納のない証明書」という証明書はないが、納税証明書でもよいのか。
Q5-12	公募要領3の応募者の要件「常時使用する従業員数」とは、どのような意味か。
Q5-13	町の担当者への協議をせずに、補助申請書を提出してよいのか？
Q5-14	こういった場合に補助金を返還しなければならないのか。

1 補助対象者について

Q 1-1 : 現在、事業を実施（開業届提出済、法人設立登記済）しているが、今回の補助金の交付対象となるのか。

A 1-1 : 起業してから3年以内で既存の事業を拡大する計画（補助受給年の翌年から換算して3年以内に、1名以上の新規雇用を創出するか、補助額の2倍以上の売上額の増加）が有る場合、補助対象事業となります。既に3年より長く事業を実施している場合は、総務省が示す日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）の小分類で、既存の事業とは異なる新たな事業を実施する場合に補助対象となります。

Q 1-2 : 農業者が6次化産業で起業する場合は該当するのか。農業者が会社を起こす場合や、個人経営から法人化へ移行する場合は、該当するのか。

A 1-2 : 厚真町内に事業拠点を設け、新規に事業を開始し、製品の製造及びサービス等を提供する事業等で、6次化産業に取り組む場合に必要な加工機械の導入や販売施設の整備等も該当します。

Q 1-3 : 新規に取り組む事業とはなにか。

A 1-3 : 起業した年から3年以内に補助申請する場合は、上記のA 1-1の事業が該当となります。また、既に補助申請者が実施している事業のうち、補助申請者の全売上額の1割未満で、かつ、主たる売上を得ている事業と、産業分類上の小分類が異なる事業である場合、新規事業となります。

Q 1-4 : 現在、畜産農業（小分類012）の酪農業（細分類0121）を営む者が、農業サービス業（園芸サービス業を除く）（小分類013）の穀作サービス業（細分類0131）を行う場合は、小分類を異にするが、補助金の交付対象になるのか。

A 1-4 : 小分類を異にする分野に新たに取り組む場合、補助対象者になります。

Q 1-5 : 東京でIT系の会社で勤務している。その会社を辞めて、町内でデザイン会社を一人で始めたいと考えているが、一人でもこの補助金に応募はできるのか。

A 1-5 : 応募者及び補助金の交付対象者の要件に該当し、対象の事業を行うのであれば、当面は労働者を雇用せずに一人で事業を行う方も対象です。ただし、補助金受給の翌年度から3年以内に1名以上の新規雇用を創出するか、補助額の2倍以上の売上増の計画の作成とその妥当性が認められる必要があります。

Q 1-6 : NPO法人や農林水産業者は対象となるのか。

A 1-6 : 対象となります。

Q 1-7 : 交付要綱第2条第2項の「法人の役員等」の等とはどのような者か。

A 1-7 : 相談役、顧問その他これらに類する方でその法人内における地位、その行う職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められる方です。

Q 1-8 : 年齢制限はあるのか。

A 1-8 : 年齢による応募の制限はありません。

Q 1-9 : 現在、町内で建設業を営んでいる。新規事業として飲食店を開始したいと考えているが対象となるのか。

A 1-9 : 産業分類において分類が異なる分野への新規の取り組みになりますので、対象となります。

Q 1-10 : 概ね3年以内での、雇用者1名増加や補助金支給額の2倍の売上増を達成するような事業計画が作れませんが、補助は受けられるのか。

A 1-10 : 受けられません。上記の目標を達成できるような目標を立てることが補助を受けるための条件です。また、提出された事業計画の内容では目標を達成できないと審査委員会が判断する場合は、上記目標が盛り込まれた計画でも審査を通過しない場合があります。

Q 1-11 : 厚真町起業家支援事業もしくは厚真町商工業経営強化補助金を利用している場合、本補助事業は利用できるか。

A 1-11 : 上記補助金の交付決定日から起算して5年間は、本補助金を利用することは出来ません。

Q 1-12 : 地域おこし協力隊は本事業を利用できますか。

A 1-12 : 活動の最終年度に利用することが可能です。1年目や2年目であっても、翌年度は地域おこし協力隊として活動しない(補助申請年で協力隊としての活動を終了する)ことを確約した場合は本補助制度の利用が可能です。

2 補助対象経費について

Q 2-1 : 平成29年4月1日の会社設立のために要した書類作成料等の経費(平成25年3月と5月に支払済み)は、補助対象経費となるのか。

A 2-1 : 起業時における開業経費等に係る経費が補助対象ですが、既に支払い済みの経費は補助対象となりません。

Q 2-2 : 平成30年3月1日に設備を発注し、平成30年4月1日から営業を開始し、代金は3月31日に支払済み。この場合の設備代金は補助対象経費になるのか。

A 2-2 : 既に支払済みの経費は対象になりません。

Q 2-3 : 中古の機械等の購入費用は補助対象となるのか。

A 2-3 : なります。ただし、残っている減価償却期間中は機械等の処分を行ってはいけません。なお、購入時に残っている減価償却期間が、新品の機械等と比べて半分未満の場合は、残りの償却期間に関わらず新品の償却期間の半分の期間、機械等を処分してはいけません。

例：償却期間10年の機械の場合

- ・ 1～5年間使用された中古機械を購入⇒残りの9～5年間は処分を行ってはいけません。
- ・ 6年以上使用された中古機械を購入⇒新品の償却期間の半分の5年間は処分を行ってはいけません。

Q 2-4 : 店舗兼住宅の建設を行った際の建築費用の分け方は、どのようにしたらよいのか。

A 2-4 : 床面積の面積按分により補助対象経費を算出してください。

Q 2-5 : パソコンやカメラ、車両等の様な転売や私用での活用が可能な備品も補助対象となるのか？

A 2-5 : 業務上必要不可欠と認められれば対象となります。但し、備品の転売を償却期間中は認めません。また、町長が要求する場合、償却期間中は備品の状況を報告する必要があります。

A 2-6 : 全体事業費は600万円、運転資金400万円、設備資金200万円の場合、補助額はいくらになりますか。

A 2-6 : 金融機関からの融資額によって異なります。

○融資額100万円の場合⇒補助額100万円（融資額と同額以下で補助対象経費の設備資金以下の額）

○融資額300万円の場合⇒補助額200万円（補助対象経費の設備資金以下の額）

○融資額400万円の場合⇒補助額200万円（補助対象経費の設備資金以下の額）

○融資額500万円の場合⇒補助額100万円（補助対象経費から融資額分を控除した額以下の額）

3 補助率・補助限度額について

Q 3-1 : 補助率は金融機関からの融資額と同額で補助限度が500万円以内とは、どのようなことか。

A 3-1 : 補助対象経費が1,200万円の場合、金融機関からの融資額が100～500万円の場合は、補助金も同額の100～500万円となります。融資額が500万円を超える場合は、補助額は500万円打ち切りとなります。

4 書類の記載等について

Q 4-1 : 事業計画書に記載する日本標準産業分類の小分類は、どこで確認できるのか。

A 4-1 : 総務省統計局・政策統括官（統計基準担当）のホームページ等で確認ができます。

5 その他

Q 5-1 : 本補助制度に併せて、町の利子助成制度の活用は可能ですか。

A 5-1 : 町の補助事業の併用はできません。上記の補助事業以外であっても併用はできません。

Q 5-2 : 実施検査時には、どのような書類を揃えればよいのか。

A 5-2 : 契約書、発注書、請書、依頼書、申込書、仕様書、見積書、納品書、請求書、領収書（銀行振込依頼書（控））、受払簿（使用簿）、帳簿、小切手帳の控、備品の写真等を支出に伴う証拠書類として備え、整理・保存してください。補助事業に係る経理（帳簿、支払い）は、補助事業以外の経費と分けてください。補助対象経費の基準を満たしていても、証拠書類等がない場合は、補助金を支払うことができないので、注意してください。

Q 5-3 : 厚真町新規事業開発支援事業補助金補助申請書を提出したものは、必ず採択されるのか。

A 5-3 : 審査委員会において、応募者からのヒアリングを行い、その結果を受けて町長が決定します。事業計画の内容によっては、不採択の場合（該当者なし）、補助金申請希望額の減額、附帯意見付きの採択となる場合があります。

Q 5-4 : 実績報告書の提出前に補助金を受給（概算払い）することはできるのか。

A 5-4 : 補助金等は、補助事業等の終了後に交付します。ただし、補助事業等の性質上その事業の終了前に交付する必要があると認めたときは、一括又は分割により概算払をすることができます。

Q 5-5 : 厚真町技術産業等の誘致に関する条例との関係は、あるのか。

A 5-5 : 厚真町技術産業等の誘致に関する条例の目的は、先端的な技術を用いて製品を製造する工場や試験研究施設などを新設（増設）する方に対し優遇措置を講ずることによって、知識集約度の高い産業（研究開発、デザイン、専門的判断など高い知的活動が生産に重要な役割を果たす産業）の進出と地場資源の有効活用の促進等を目的としています。個人や中小企業者の起業に向けた取組等を支援する本制度の目的とは異なります。

Q 5-6 : 週に1回又は月1回の営業日でもよいのか。

A 5-6 : 旅行、怪我、病気などの特別な理由がない限り、営業日数が週1日以上ない場合は、営業を休止したものとみなし、補助金の返還を求める場合があります。

Q 5-7 : フランチャイズチェーン店を経営しようと考えているが、対象になるのか。

A 5-7 : 公募要領の応募者や交付要綱の交付対象者の要件を満たす場合は対象となります。ただし、必要性、優位性、波及効果等については、審査において判断することとなります。

Q 5-8 : 町内において、一旦閉じていた店舗が再開し、新規事業を行う場合（代表者は同じ）は補助の対象となるのか。

A 5-8 : 過去に厚真町内に事業拠点を設け、実施していた事業と内容が異なり、3年以内に雇用者の1名以上の増か補助額の2倍以上の売上増の目標を達成できる事業計画となっていれば補助の対象となります。

Q 5-10 : 厚真町新規事業開発支援補助金補助申請書の事業計画を作成する際の相談機関等はあるか。

A 5-10 : (公財)北海道中小企業総合支援センターや(独)中小企業基盤整備機構 北海道本部では、中小企業診断士等のスタッフが、ビジネスプランの作成や会社設立の形態や手続きなどについて、無料でアドバイスを行っています。補助金の応募要件とはなっていませんが、本事業に応募するにあたり、上記機関等から資金計画やビジネスプランなどについての評価を受けておくことをお勧めします。また、融資を受ける予定となっている金融機関とも十分に相談しておいてください。

Q 5-11 : 現在、住んでいる市では「税について滞納のない証明書」という証明書はないが、納税証明書でもよいのか。

A 5-11 : 納税証明書でも結構です。また、法人が本事業を申請する場合は、法人として税の滞納のない証明書を提出してください。発行できない理由がある場合は、代表者個人の税について滞納のない証明書を提出してください。

Q 5-12 : 交付要綱第 2 条 2 項の (7) の補助金の交付対象者の要件「常時使用する従業員数」とは、どのような意味か。

A 5-12 : 常時使用する従業員数は、週に 2 5 時間以上働く者を対象とします。また、複数の事業所を有する場合には、従業員数の合計とします。

Q 5-13 : 町の担当者への協議をせずに、補助申請書を提出してよいか？

A 5-13 : 補助申請書の提出の前に必ず事前協議をしてください。

Q 5-14 : どういった場合に補助金を返還しなければならないのか。

A 5-14 : 厚真町新規事業開発支援補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）の第 1 4 条に記載されている内容に該当する場合は補助金を返還する必要が生じる。具体的には補助事業と異なる用途に補助金を使用した際や、補助金で購入・整備した資産を減価償却期間が終了するより早く売却した場合、要綱の第 3 条第 4 項の目標を達成できない場合等が想定される。なお、中古の機械等の減価償却の考え方については、上記 A : 2 - 3 を参照の事。